

# 休業中の方がボランティアをした場合について

## 【従業員の方が、休業事業所から作業を依頼された場合】

休業事業所から作業を依頼された場合でも、有償・無償を問わず、次のような「ボランティア」に該当する場合であれば、失業給付の基本手当が受給できます。

- ①作業依頼を拒否することができること
- ②作業時間、休憩や帰宅の時間等を自由に決められること
- ③有償の場合でも、交通費等の実費弁償を除き、少額の謝礼のみであること

## 【有償ボランティアを行う場合】

交通費等の「実費弁償」は「少額の謝礼」に含まれず、支払われたとしても基本手当は減額されません。

### 「少額の謝礼」が支払われた場合の取扱は次のとおりです。

#### 1 1日1,331円までの場合

1日1,331円までの謝礼であれば、基本手当は全額受給できます。

#### 2 1日1,332円以上の場合

ボランティアの謝礼 - 1,331円・・・A

- ① A + 基本手当日額 ≤ 賃金日額の80%  
・・・基本手当は全額受給可能
- ② A + 基本手当日額 > 賃金日額の80%  
・・・超える額の分だけ基本手当は減額
- ③ A ≥ 賃金日額の80% ・・・基本手当は受給不可

※ 「賃金日額」と「基本手当日額」は、それぞれ雇用保険受給資格者証（第1面）の14欄と19欄に記載されています。

(ご注意) 上記1日当たりの額は令和5年8月現在です。毎年8月に変更される場合がありますので、詳細はハローワークにお問い合わせください。

詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク